

造林事業竣工検査要領

最終改正

最終改正	〔	森整第 4 5 2 号	〕
		平成 1 4 年 5 月 3 1 日	
	〔	森整第 3 3 号	〕
		令和 5 年 4 月 6 日	

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）第5の3に規定する竣工検査（準じて適用する検査を含む。以下、「検査」という。）は、この要領により実施する。

ただし、特定森林再生事業における森林保全再生整備については別途定めることとする。

第1 趣旨

- 1 この要領により実施される検査は、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日付け北海道規則第34号）第15条に定める当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を兼ね、補助金等の交付申請書の提出があったものについて実施する。
- 2 事業が完了した同年に竣工検査することを原則とするが、やむを得ない事情があると総合振興局長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）が認めた場合は、事業完了後1年の範囲内のものまで竣工検査することができるものとする。ただし、人工造林、樹下植栽等（準備地拵は除く）は、完了日に最も近い申請期に設定する検査期間に行わなければならないものとする。
なお、第5の2に基づき再検査を行う場合は、この限りではない。
- 3 現地及び事業主体による現地検査が完了しているもので、事業主体から書面により事前の現地確認の要請があり、総合振興局長等が申請書受理以前の確認が必要であると認めた場合は、事前現地検査を実施することができるものとする。

第2 検査員

- 1 検査は、総合振興局長等が指定した検査員が行うものとする。
- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 検査員は、検査計画を立て当該申請者に検査日程等を通知するものとする。
- 4 検査は、申請者に対して複数の検査員により実施するものとする。
ただし、GNSS（全地球測位システム）の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査を行うことができるものとする。

第3 立会

- 1 検査員は、検査を実施する場合には、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人（以下「申請者等」という。）を立会させて行うものとする。
- 2 申請者等は、立会にあたり書類検査に必要な関係書類の整備及び現地検査における説明及び計測等、検査に協力しなければならない。

第4 検査の区分及び現地検査の省略等

- 1 検査は、書類検査及び現地検査とし、申請のあった実施要領に定める事業内容ごとの施行地1箇所ごとに、原則として行うものとする。
- 2 ドローン等の無人航空機（以下、「UAV」という。）で撮影したオルソ画像等が添付された申請があった場合は、別途定めるところにより当該オルソ画像等で現地の状況を確認することとし、現地検査を省略することができるものとする。

- 3 書類検査は全施行地について実施し、現地検査にあつては1の規定にかかわらず、次の事業内容の施行地については、現地検査を省略することができるものとする。
- (1) 実施要領に基づく事業内容のうち間伐、更新伐にあつては、実施要領第1の1の(3)の事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除く施行地。
- ア 申請者等の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の10パーセント以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
- イ 申請者等の1申請に係る申請単位の数が複数ある場合は、6の(1)のアで定める現地検査抽出基準数に応じた無作為に抽出した申請単位において、1申請に係る総施行地数の10パーセント以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
- (2) 付帯施設等整備における鳥獣害防止施設等整備のうち殺そ剤散布
- (3) 市町村が事業主体となり実施する(1)及び(2)以外の事業内容にあつては、次の事業内容ごとに定めた申請面積又は延長未滿の施行地のうち、無作為に抽出する10パーセント以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- ア 人工造林、樹下植栽等（準備地拵、かき起こし等を含む）、
下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、
鳥獣害防止施設等整備のうち枝条巻き 10ヘクタール
- イ 特殊地拵 3ヘクタール
- ウ 鳥獣害防止施設等整備のうち忌避材散布、防鼠溝、
食害防止チューブ 2ヘクタール
- エ 鳥獣害防止施設等整備のうち侵入防止柵（電気柵含む） 500メートル
- (4) 市町村以外が事業主体となり実施する3の(1)及び(2)以外の事業内容にあつては、次の事業内容ごとに定めた申請面積未滿の施行地のうち、無作為に抽出する10パーセント以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- ア 人工造林、樹下植栽等（準備地拵、かき起こし等を含む） 2ヘクタール
- イ 下刈り 5ヘクタール
- ウ 倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、特殊地拵、
鳥獣害防止施設等整備のうち枝条巻き 3ヘクタール
- エ 鳥獣害防止施設等整備のうち忌避剤散布、防鼠溝、
食害防止チューブ 2ヘクタール
- オ 鳥獣害防止施設等整備のうち侵入防止柵 500メートル
- (5) 災害又は当該検査中に天候状況が悪化するなど、現地検査に支障を生ずると検査員が判断し、かつ、当該検査日以降の検査期間に振り替えて現地検査を実施することが困難であるなど、やむを得ず当該施行地の現地検査の実施が不可能と判断した施行地。
なお、やむを得ず現地検査を実施することができなかつた場合は、その理由等を検査報告書の「所見・特記事項」欄に記載すること。
- 4 検査員において、現地検査の省略が適当でないとは判断される場合には、現地検査箇所数を追加して行うことができるものとする。
- 5 総合振興局長等の判断により、疑義が認められる補助金交付申請を行った事業主体に対しては、一定期間、現地検査の省略を適用しないものとする。
- 6 現地検査箇所の設定方法は、次のとおりとする。ただし、森林作業道は、全件検査を行うものとする。
- なお、付帯施設等整備における鳥獣害防止施設等整備のうち殺そ剤散布については、実施後において薬剤散布の状況を確認することは困難であることから、現地検査は要しないものとする。
- (1) 抽出箇所数等
- ア 間伐、更新伐は、次に定める申請単位数に応じた現地検査抽出基準数について、

総施行地数の10パーセント以上に相当する施行地数の検査を行うものとする。ただし、1申請で複数の申請単位があり抽出した申請単位内では、総施行地数の10パーセント以上に相当する施行地が確保できない場合は、検査対象申請単位を増加させ検査を行うものとする。

【申請単位数に応じた現地検査抽出基準数表】

同一申請書で申請される申請単位数	現地検査実施申請単位数
1～2	1
3～5	2
6～9	3
10～13	4
14～	5

イ ア以外は、事業内容ごとに、3の(3)及び(4)に定める申請面積又は延長以上の施行地は全件検査、3の(3)及び(4)に定める申請面積又は延長未満はその件数合計（人工造林と樹下植栽等は別に）の10パーセント以上の施行地を抽出して検査を行うものとする。

(2) 無作為抽出箇所の設定

ア 申請期毎に森林整備課長が出発箇所の番号を決定する。

ただし、第1の2に基づき事前現地検査を実施する場合は、森林整備事業事務に直接関わりのない職員（林務課主幹や検査専門員等）による無作為の徹底に留意のうえ、番号を決定できるものとする。

イ 全ての補助金交付申請書（事前の現地確認要請を含む）において森林整備課長等が決定した番号を出発箇所（抽出箇所）として設定し、10件毎に現地検査を実施する。

(間伐、更新伐における抽出件数の算出事例)

事 例 1：1事業主体での、同一申請に含まれる申請単位数が5つで、総件数が108件の場合

○検査対象件数： $108 \times 0.1 = 10.8$ （切り上げ）=11件以上の現地検査が必要

○抽出団地数：申請単位の抽出基準に基づき無作為に2つの申請単位を抽出

○検査地の設定：森林整備課長等が決定した番号を出発箇所として定め、10件毎に申請番号順にて現地調査を実施する。

事 例 2：同一申請時期に1事業主体が、間伐で複数に申請書を提出した場合（それぞれの申請書単位で上記の抽出検査を行う）

申請者	申請書	申請単位数	小班数	現地検査申請単位数	現地検査件数
A森林組合	①申請書	1	10	1	1
〃	②申請書	1	15	1	2
〃	③申請書	1	20	1	2
〃	④申請書	1	25	1	3
計	4申請書	4	70	4	8
【参考】					
B森林組合	①申請書	4	70	2	7

※1 A森林組合は、1申請書で1つの申請単位であることから、それぞれの申請書単位で10パーセント以上の現地検査を行う。

※2 B森林組合は、1申請書で4つの申請単位であることから、上記の規定のとおり、申請総件数の10パーセント以上の件数の現地検査を、抽出した2つの申請単位で行う。

※3 申請書単位で必ず現地検査が行われることとなる。

第5 検査の認定

- 1 検査の結果、現地検査において当該施行地が実施要領に定める規定に適合しない場合、又は、書類検査において不備と認められる場合は竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者等に通知するものとする。
- 2 上記1の不合格又は一部不合格である施行地若しくは不備と認められる書類で、当該年度内のうち、総合振興局長等が定める期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

第6 検査調書

- 1 検査員は検査の結果に基づき、造林事業竣工検査調書（別記第1号様式）を作成するものとする。
なお、検査員は、検査の実施にあたり、必要と認められる事項を「所見・特記事項」欄に記載するものとする。
また、検査立会者氏名を「検査立会者」欄に記載するものとする。
- 2 検査調書は、補助金等交付申請書の関係書類として編纂、保管するものとする。

第7 書類検査

- 1 書類検査にあたっては、「造林事業に係る補助金等交付申請等の取扱い（平成14年8月23日付け森整第836号）」に基づき、提出のあった申請書及び申請書に添付すべき書類（以下「申請書類等」という。）の内容が実施要領及びその他の取扱いで定められた内容であることを確認することを旨として行うものとする。
- 2 申請書類等の記載内容及び記載内容を裏付ける次の事項を確認するものとする。
 - (1) 事業主体としての要件関係
 - ア 森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は経営管理実施権配分計画において経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が事業主体として申請を行った場合は、当該計画（以下「森林経営計画等」という。）に係る書類。
 - イ 実施要領第1の1の(4)のウに係る次の書類等
 - ① 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
 - ウ 実施要領第1の2の(1)、(2)のアの(ア)～(イ)及び(3)に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - エ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は施業実施協定書の写し
 - オ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し
 - (2) 事業の実施権限
 - ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
 - イ 分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は、分収林契約書の写し
 - ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す書面（協定書又は同意書等）
 - (3) 代理申請等
実施要領第5の1の(2)により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）の場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合

- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状
 - イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) 面積等
- 面積の検査は、申請面積と照査して確認する。
- なお、照査の方法は、別に定める「造林補助金交付申請書に添付する造林地実測図の照査方法（昭和48年7月18日造林第817号）」によるものとする。
- (5) 添付すべき書類
- ア 実測図
 - 別に定める「造林補助金交付申請に添付する造林地実測図の照査方法（昭和48年7月18日造林第817号）」によるほか、空中写真等を活用し除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。
 - イ 造林事業竣工調書
 - 別に定める「造林事業竣工調書（造林地現況調査票）の記載方法（昭和54年5月26日付け造林第344号）」により、現地検査と併せて確認するものとする。
 - 実行経費は、市町村が請負に付して実行した事業について、又は森林作業道整備のうち事業主体が事業主体以外の者に委託又は請け負わせて実行し、標準断面又は標準設計が適用できない部分について、これらの実行経費が把握できる最終設計書、出来高設計書、最終契約書及び精算書等により確認するものとする。
 - ウ 総括位置図
 - 申請された施行地が表示されているか確認するものとする。
 - エ 社会保険料等の加入実態状況調査表
 - 当該施行地の現場労働者における社会保険の加入実態及び作業状況を証明するための書類により確認するものとする。
 - オ 事業写真
 - 別に定める「造林事業に係る事業写真の取扱いについて（平成15年4月16日付け森整第178号）」により提出写真及び申請者等が保管する写真について確認するものとする。
- (6) 森林経営計画
- 森林経営計画に基づいて実施した事業は、次の事項について、原則として当該計画の認定者が保有する計画書等により確認するものとする。
- ア 森林経営計画の作成状況
 - (ア) 各施行地の事業内容が当該計画に登載されていること。
 - (イ) 事業の着手・完了年月日が当該計画期間内であること。また、計画が追加又は変更されている施行地の場合は、事業の着手年月日が変更後の施業を開始しようとする日以降であること。
 - (ウ) 事業期間が2つの森林経営計画の計画期間にまたがる施行地がある場合は、両計画の計画期間に連続性が認められ、かつ、事業内容が両計画に登載されていること。
 - イ 森林経営計画の運用状況
 - (ア) 当該計画の認定請求年月日と認定年月日の関連性や認定基準の適用状況など、認定事務が適正に行われていること。
 - (イ) 間伐下限面積又は間伐計画面積について、検査時点における実行状況を勘案し、計画どおり実行できる見込みがあると認められること。
- (7) その他
- ア 事業の実行で使用した資材については、領収書、購買伝票等により、また、間伐等における搬出材積については、検知野帳、出荷先の入荷伝票、出荷伝票などにより数量が把握できる書類により確認するものとする。

イ 森林所有者が事業の実施について同意していることを電話連絡等により確認するものとする。

第8 現地検査

1 現地検査は、造林事業竣工調書（造林地現況調査表）又は森林作業道竣工調書（森林作業道現地調査野帳）の記載内容を照合するほか、実施要領及びその他の取扱いで定められた規格、基準であるかを照合するものとする。

なお、実施要領に定める事業内容のうち下刈りにあつては、UAVを活用して実施状況等の検査を実施することができるものとする。

2 現地検査を実施した施行地の造林事業竣工調書の摘要欄に「**現地検査実施**」と記載又は押印するものとする。

3 検査員は、現地検査の結果、造林事業竣工調書（造林地現況調査表）又は森林作業道竣工調書（森林作業道現地調査野帳）の記載内容に不備又は誤りが見られ、訂正等を行う場合は、朱書きにより訂正するものとする。

4 検査員は、現地検査時における検査員及び立会者が確認できる検査状況の写真を撮影し、保管するものとする。

撮影は、原則として位置情報を記録できるGNSS（全地球測位システム）機能付きのデジタルカメラを使用すること。ただし、位置情報を記録することができない場合は、写真撮影直後にGNSS機材の座標値、衛星位置、電波強度及び時刻がわかる画面を撮影すること。

なお、UAVを活用して下刈りの検査を実施する場合は、上空から施行地を撮影した写真に替えることができる。

5 事業内容別の現地検査項目については、次のとおりとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等

検査は、施行地の状況、地拵方法等、苗木、植栽本数、活着状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の状況、地拵方法等

- ① 施行地の地拵方法について区分と照合するものとする。
- ② 施行地の造林林種について区分と照合するものとする。
- ③ 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。
- ④ 施行地の植生分布について区分と照合するものとする。
- ⑤ 刈り出し、掻き起こしにあつては、実施状況を確認するものとする。

イ 植栽（申請）本数（苗間・列間）

植栽本数の検査は、次の①～④のいずれかの計測方法により行い、ヘクター当たり本数を算出し、これに施行地面積を乗じて施行地植栽本数を求めるとともに、申請本数との比率を算出するものとする。

施行地植栽本数を申請本数で除した値が、95パーセント以上の場合は、申請本数を査定本数とし、95パーセント未満の場合は、検査結果を査定本数とするものとする。ただし、被害跡地における植栽で改植率が100パーセント未満のもの、森林環境保全整備事業実施要領の運用の1の(1)のクに基づき補植したものは、事業実施主体が被害状況調査時に設定した標準地等において、③の計測方法により改植又は補植（以下「改植等」という。）率を確認することに加え、造林用苗木配布台帳等により購入した苗木の本数が改植等本数を上回っていないことを確認するものとする。

なお、樹下植栽等で測定が困難なものについては、計測を省略し造林用苗木配布台帳による確認とすることが出来るものとする。

- ① 任意の出発点（植栽苗木）を定め、出発点の植栽苗木を含め出発点から9本目と10本目の距離（苗間）、この10本目の苗木列と隣の列にあたる苗木との距離（列

間)を計測し、平均値を求める方法。

- ② 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間隔の延長及びその植列に直角の方向に11列の間隔の延長をそれぞれ実測し、苗間・列間距離の平均値を求める方法。
- ③ 施行地内の任意の場所に面積0.04ヘクタール程度の標本区域(標準地)を設定し、区域内の全植栽本数を計測し、本数を算出する方法。
- ④ 施行地内の全植栽本数を計測する方法。

ウ 苗木規格の検査

イに規定する①～④のいずれかの方法を利用し、10本以上の植栽苗木の根元径(mm)、苗長(cm)について計測し、規格判定を行うものとする。ただし、イのただし書きによる場合は無作為に抽出し検査する。

エ 活着率、枯損率

イに規定するいずれかの方法を利用し、100本以上の植栽木の活着状況、枯損苗の本数を確認して、枯損率及び活着率を算出するものとする。ただし、イのただし書きによる場合は無作為に抽出し検査する。

なお、枯損率が20パーセントを超える施行地は、竣工と認めないものとする。

オ その他

低質林等における前生樹の伐倒及び除去(特殊地拵え)、排水溝、防鼠溝等が施行されている場合は、規格、延長、施行状況について実施基準を満たしているか確認するものとする。

(2) 下刈り

検査は、施行地の状況、下刈り方法等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の刈り払い方法、回数について区分と照合するものとする。

イ 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

ウ 施行地の植生分布について区分と照合するものとする。

エ UAVによる検査を実施する場合は、施行地上空を飛行させて行い、アからウの内容を照合するとともに、施行地の状況が確認できる写真を撮影するものとする。

なお、施行地の傾斜の区分について現地での照合が困難な場合は、国土地理院が公表しているDEMデータ等を活用してGIS上で確認するものとする。

(3) 倒木起こし

検査は、施行地の状況、倒木起こし本数、倒木起こしを行った植栽木の樹高等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

イ 施行地の植生分布について区分と照合するものとする。

ウ 倒木起こし本数、倒木起こしを行った植栽木の樹高については、事業主体等が設置した固定標準地内の実施本数及び樹高について確認するものとする。

エ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

(4) 枝打ち

検査は、施行地の状況、枝打ち本数、枝打ち高について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 枝打ち本数、枝打ち高については、事業主体等が設置した固定標準地内の実施本数及び枝打ち高について確認するものとする。

イ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

(5) 除伐

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の選木・作業内容について区分と照合するものとする。

なお、枝払・玉切の実施率は伐採木に対する率を事業着手前に設定した固定標準地内で検査するほか、必要に応じて検査時に新たに標準地を設定して検査を行うとともに、直径10センチメートル以上の伐採木に対する玉切の実施状況を確認するものとする。

イ 不用木が残存していないか確認するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残している場合は、その本数が植栽を行った樹木の立木本数の10%未満となっているか確認するものとする。

ウ 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認するものとする。

エ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

(6) 保育間伐

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の選木・伐採方法（列状区分）・作業内容について区分と照合するものとする。

なお、枝払・玉切の実施率は伐採木に対する率を事業着手前に設定した固定標準地内で検査するほか、必要に応じて検査時に新たに標準地を設定して検査を行うとともに、直径10センチメートル以上の伐採木に対する玉切の実施状況を確認するものとする。

イ 不用木が残存していないか確認するものとする。

ウ 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認するものとする。

エ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

オ 要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分で実施された施行地は平均胸高直径調査表に基づき、当該林分の伐採木からの推計及び調査野帳等により確認するものとする。

カ 気象害等の被害を受け不良木となったものを林内から除去又は搬出している場合は、伐採木の林内からの除去又は搬出の状況について確認するものとする。

(7) 間伐、更新伐

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

なお、植栽木以外の新たに侵入してきた有用更新木等も含めた施業を実施している施行地がある場合には、当該施行地の今後の森林整備方針を申請者等に確認するものとする。

ア 施行地の選木、伐採方法（列状区分）・作業内容について区分と照合するものとする。

なお、枝払・玉切の実施率は伐採木に対する率を事業着手前に設定した固定標準地内で検査するほか、必要に応じて検査時に新たに標準地を設定して検査を行うとともに、直径10センチメートル以上の伐採木に対する玉切の実施状況を確認するものとする。

イ 不良木、不用木が残存していないか確認するものとする。

ウ 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認するものとする。

エ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

オ 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積の確認は、土場等に残っている搬出材、はい積写真、現地野帳との照合をするほか、施行地内の伐根、林地残材、伐採率等の状況から搬出材積を推定し、申請搬出材積と照合し確認するものとする。

(8) 特殊地拵

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

イ 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認をするものとする。

ウ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

エ 伐採木の林内集積状況、林外搬出状況について確認するものとする。

オ 排水溝が設置されている場合は、規格、延長、施行状況について確認するものとする。

カ 敷均しを実施している場合は、土砂の敷厚、施行状況について確認するものとする。

(9) 付帯施設等整備

鳥獣害防止施設等整備における現地検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 枝条巻き

① 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

② 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（実施本数）について確認をするものとする。

③ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

イ 忌避剤散布

① 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

② 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（実施本数）について確認をするものとする。

③ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

ウ 侵入防止柵（電気柵含む）

① 検査は、規格・構造について、別に定める「森林環境保全整備事業等の付帯施設等整備における鳥獣害防止施設等整備の実施について」の基準を満たしているか確認するものとする。

② 延長はメートル縄等を使用し、全延長を測定するものとする。

エ 食害防止チューブ

① 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

② 事業主体等が設置した固定標準地内の実施状況（実施本数）について確認をするものとする。

③ 事業主体等が設置した固定標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。

オ 防鼠溝

規格、延長、施行状況について実施基準を満たしているか確認するものとする。

(10) 森林作業道

検査は、別に定める取扱い「森林整備事業に係る森林作業道実施基準（平成23年5月20日付け森整第215号）」に適合しているかを確認するものとし、規格・構造、工種別の検査方法等は次のとおりとする。

ア 延長

- ① 延長は実距離とし、道路幅中心線で測定する。
- ② 距離測定はメートル縄等を使用し、起点より終点まで実測する。

イ 幅員

幅員は起点、終点及び幅員が変化するごとのほか、おおむね100メートルごとに1箇所の間隔で測定する。

ウ 曲線拡幅等

実測図に記載された曲線半径と照合する。

エ 伐開

伐開種別、伐開幅について測定し、延長について確認する。

オ 土工

地形の変化する地点の地山傾斜を分類するため、土工種、土質区分、法長又は中心高を測定する。

カ 側溝

施工土質の確認及び延長については、全延長を測定する。

キ 路盤（敷砂利）

- ① 路盤材の種類、品質について確認する。
- ② 敷き厚、敷き幅及び延長についておおむね100メートルごとに1箇所の間隔で測定する。

ク 作工物

作工物は工種により、設置箇所において次の該当事項について検査する。

- ① 管渠工については、種類、延長、内径（幅）について確認する。
- ② 横断排水溝、ふとん籠工、丸太柵工、編柵工、洗い越し工については、延長について確認する。

ケ 待避所

待避所は車両の待避に十分な幅員と延長を有し、崩壊等の危険性が無いものであることを確認する。

コ その他

現地検査では、目視できない工種又は資材等にあつては、工事写真等により確認する。

第9 内部牽制の確保

竣工検査の信頼性と内部牽制機能を確保するため、必要に応じ、各総合振興局又は振興局の検査実施状況について水産林務部林務局森林整備課職員が確認する。

(別記第1号様式)

造 林 事 業 竣 工 検 査 調 書

申請者（代理人） 住所
氏名

事業の区分 _____

施行地域 市（区町村）字 番地 外 施行地

補助申請の内容：事業の種類、件数、面積（延長）

人工造林 001 〇件 〇〇. 〇〇h a 〇〇m

樹下植栽等 811

現地検査実施内容：事業の種類、件数、面積（延長）

人工造林 001 〇件 〇〇. 〇〇h a 〇〇m

樹下植栽等 811

検査年月日 年 月 日 から
年 月 日 まで

所見・特記事項

検査立会者

〇〇森林組合 係長 北海太郎

上記のとおり検査しましたので報告します。

年 月 日

（総合）振興局長 様

検査員
職氏名
職氏名